

石垣市立小中学校長 様

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

新型コロナウイルスの対応について【第7報】(依頼)

萌芽の候、貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
報道にて御承知のことと存じますが、県内において24日午前、新たに40代の男性1人が新型コロナウイルスに感染していることが確認され、県内感染確認は2日連続で、県内感染者は6人となりました。

本市においては、「市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」にて、市としての方針を様々な観点から検討・通知・実施してきました。学校においては、迅速な対応と徹底した取組により、未だ児童生徒感染者は出ておりません。各学校の真摯な対応に心より感謝申し上げます。

しかしながら、未だ新型コロナウイルス感染症の脅威は衰えておらず、今後、より一層の取組強化の必要性があります。そこで第1報から第6報までの追加・変更した項目をふまえ、現時点での4月以降の取組要点として集約しました。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、下記のとおり、感染防止にむけた取組内容の確認及び強化をお願いいたします。

記

1 【予防に向けた取組（4月以降）】

- (1) 不要不急な外出を控えること
- (2) 発熱、咳、倦怠感等の風邪の症状が見られたら学校を休み、外出を控えること
- (3) 手洗い、うがい、咳エチケット、アルコール消毒等をこまめに行うこと
- (4) 保護者においては、児童生徒の就寝前及び起床時の検温を行うこと
- (5) 集団感染の共通点は、特に「換気が悪く」「人が集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、換気が悪く、人が集まって過ごすような空間に集団で集まる事を避けること
(遊戯場等へは行かないように指導すること)
- (6) 部活動及びスポーツ少年団等の活動は3月16日付け【第3報】及び3月17日付け【第4報】とおり、必要最低限の活動に留意すること
(活動時間外での自主練習や朝練は控えること)
- (7) 3月16日より派遣、大会、引率、研修、旅行等により、八重山郡外（沖縄県内に限る）へ渡航した児童生徒、職員については、
 - ①発熱等風邪の症状がないこと
 - ②マスクを着用することを条件に小中学校への登校・出勤を認める

ただし、出発前の3日間及び帰島後の2週間において検温を徹底すること
(8) 八重山郡外（沖縄県内に限る）から転校・異動等により本市に引っ越しされた児童生徒、職員については、

①発熱等風邪の症状がないこと

②マスクを着用することを条件に小中学校への登校・出勤を認める

ただし、入島前3日間、入島後の2週間において検温を徹底すること

(9) 県外（海外含む）からの入島の場合は、2週間の出席・出勤停止とし、入島3日前及び入島後2週間の検温等を徹底すること

(10) 県外（海外含む）へ渡航した際は学校へ連絡する等、保護者からの協力を得る

(11) 旅行等、児童生徒及び職員の郡外への移動情報を把握する

※(7)～(9)の健康観察においては添付資料 Excel データを活用し、出席・出勤の際に提出とする

※予防においては

令和2年3月24日付け教義第1616号

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」を参考にしてください

2 出席及び出勤扱いについて

(1) 《児童生徒》

①出席停止扱い：出席すべき日数に加えない

・新型コロナウイルスに罹患及び疑い

※疑いとは「濃厚接触者」及び「新型コロナウイルス感染症が疑われ保健所または主治医等が検査を指示した者」となります

・県外（海外を含む）から帰島及び入島した際の自宅待機等

（ただし、学校感染症情報収集システムには入力しない）

※石垣市立小学校及び中学校管理規則

第3章教育活動（感染症による出席停止）

第8条 校長は、感染症にかかり若しくはその疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、理由及び期間を明らかにし、出席停止を指示することができる

2 校長は、前項の規定による指示をしたときは、出席停止報告書（第8号様式）により、教育委員会に報告しなければならない

※様式は石垣市教育委員会ホームページにてダウンロード可能

②以下は全て出席扱い

・発熱・咳等の風邪の症状及び体調不良や腹痛・頭痛・だるさ等、新型コロナウイルス感染ではないと断言できない理由の欠席

・保護者より新型コロナウイルス感染予防及び心配のための欠席

・県外から帰島した際の自宅待機等

③病院へ通院し病名が診断された場合（病欠扱い）

④さぼり・連絡無しの欠席（事故欠扱い）

(2) 《県費負担職員》

①病欠休暇扱い

- ・新型コロナウイルスに罹患
- ②特別休暇扱い
- ・新型コロナウイルスの疑い

③職務免除扱い

- ・県外（海外を含む）からの帰島、自身又は親族に発熱等の風邪症状により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

3 始業式・入学式について

- (1) 現時点では予定どおりの実施とするが、規模の縮小・簡素化とする
- (2) 県外からの新入生及び転入生、赴任教職員の場合でも、入島後2週間の自宅待機とする

※例：3月25日入島の場合

3月25日を1日目と数え、4月7日までが2週間となる

※石垣市の方針となっております。ご理解をお願いいたします

4 今後、石垣市から感染者が発生した場合

- (1) 発生した時点で、対応を検討し、市としての方針を通知する
- (2) 児童生徒・職員から感染者発生の場合、個人情報の扱いに注意する

5 郡外（県外、海外を含む）からの転入生又は赴任教職員へは、本市取組について学校より周知をする